

目次

- ・メインピック①②
- ・ご縁繋ぎ
- ・経営IT化の視点
- ・もう“か”る会社の労務ポイント
- ・おもてなし道
- ・【紹介】社会保険料安心プラン
- ・知っておきたいお役立ち制度
- ・事務所ニュース

メインピック ①

●表彰制度をつくらときのポイント

一つ目は、表彰制度の目的は、日常では光があたりにくい個人への「存在承認」を強化することであるという理解が重要です。この承認には3つの種類があり、分かり易い例としては以下になります。

- 成果承認 (HAVE) 「100点とって素晴らしいね」
- 行動承認 (DO) 「いつも机に向かって努力して素晴らしいね」
- 存在承認 (BE) 「あなたがいてくれて素晴らしいね」

(※某有名塾カリスマ講師によれば「存在承認を強化すれば勉強する子供になり結果も出るそうです」)

制度としてよくあるのは次のような感じですね。

- ・永年勤続表彰 (5年・10年・20年・30年)
- ・最優秀賞 (優秀賞受賞者とは別に社内で1名)
- ・優秀賞 (各部門1名ずつなど)
- ・ベスト●● (●●は毎年変更し、複数ある)

2つ目と3つ目は…記事スペースがなくなってしまったので、またの機会でご紹介できれば(^_^)

ご縁繋ぎ

今回ご紹介する方は、合同会社 ANVIEW の掛下大規さん。ファイナンシャルプランナー (保険見直しから資産運用まで)、コンビニオーナー、子供たちの職業体験ボランティアブランド運営など多岐にわたるご活躍をされています。自分の目で良いと思った物・商品にこだわり、必ず裏付けをとる。『相手の為に何ができるのか』そんな姿勢が人を引き付けます。また、『実際に触れてみる大切さを感じてほしい』との思いから、自店のコンビニや提携先の農家さんで子供達の職業体験を開催。10年以上に渡るコンビニの店舗出店の経験から、起業を目指す人に土地探し・事業計画・銀行融資などのアドバイスをする機会も増えているとのこと。僕自身、ご縁を頂いてから本当にお世話になっており、まさに多くの方にとっての“縁の下のチカラモチ”的存在です(^_^)

【会社情報】 合同会社 ANVIEW 掛下大規 (写真右)
“自由なコンビニエンスストア” サンクス浜松城北店



経営IT化の視点

●自動化がきっかけで一気に進む業務改善

先日、顧問先の社長さんから「手入力なしで誰でも簡単に作れるように見積書をシステム(自動)化したい」とご相談がありました。早速簡単なサンプルを作成してお渡ししたところ大変喜んでいただきました。実はこういったちょっとした改善でも、商品名、価格、単位、納期などの他要素にも影響を及ぼします。これらが定義されることで初めて誰でも使えるものになるからです。入り口は小さなことでも経営改善が進むきっかけになるんですね。

ITが苦手な顧問先様のシステム検討、導入～運用サポートもしていますので、お気軽にご相談ください(^_^)

もうかる会社の労務ポイント

●従業員の心が離れる7つの行動

「従業員がすぐ辞めてしまう、定着しない」従業員からしょっちゅう見切られる会社と、そうでない会社の違いは何でしょうか？それは、従業員の心が離れるような行動をしているか否か、が両者の差を分けるポイントとなっているのです。今回はいくつかの視点から一例としてご紹介します。

1. 採用日までに労働条件通知書、雇用契約書を渡さない
2. 試用期間中の社会保険未加入
3. 明確な目的・意図のない長時間労働、残業代未払い
4. 退職者を執拗に非難する
5. 都合のいいことだけを振り回す
6. 思いつきの信賞必罰
7. 自分の口で堂々と説明できないことを押し付けている

詳細は2014年10月22日のブログをご覧ください。

別の機会で法政大学 坂本先生の「いい会社の100のポイント」をご紹介します(^_^)

おもてなし道

●何気ない一言への気配り

革靴の紐が切れてしまったので近所の靴屋へ。事情を伝えると適切な長さを測ってくれることに。紐を抜きながら「全部抜いたら通し方がわからなくなっちゃうからどうしよう」と、つい言葉に出てしまいました。すると店員さん、「よろしければ、通すところまでやりますから大丈夫ですよ」と。

靴紐の値段は数百円。なのにそこまで親切に時間をかけてしてくれた対応はとても嬉しく、温かさを感じました。

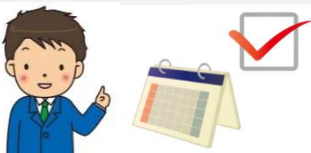
これで、また行こうって思わないわけがありません(^_^)





7月、8月のイベント

- ・労働保険の年度更新 申告・納付
- ・算定基礎届の提出
- ・死傷病報告の提出
- ・賞与支払届
- ・高卒求人受付開始
- ・随時改定（※4月昇給の場合）



労務 = 法律 + 経営 × 人の気持ち

メインピック ②

●定年後の再雇用で「給与引き下げ」は違法！？

定年後の再雇用でも業務が同じままならば、賃金を引き下げるのは違法—— そんな判決が5月13日に東京地裁で下りました。

一般的に、企業では60歳定年を迎えた後、大幅に給与を引き下げたうえで再雇用する仕組みが定着しています。それが違法だということになれば大幅な制度見直しが不可欠になるでしょう。

今回の訴訟は、定年後に再雇用されたトラック運転手が、定年前と同じ業務なのに賃金を下げられたのは違法だとして定年前と同じ賃金を支払うよう勤務先に提訴したものです。裁判長は「業務の内容や責任が同じなのに賃金を下げるのは労働契約法に反する」と認定し、定年前の賃金規程を適用して差額分を支払うように命じたのです。

今回、法律の専門家の間でも驚きの声が上がっています。というのも、定年後の再雇用に当たっては、国の雇用保険から「高齢雇用継続給付金」が支給されます。つまり、定年後に報酬が減ることを前提に制度設計がなされているからです。上級審でこの判決は修正されるという見方も強いようなので、今後も注目していきたいと思います。

【紹介】社会保険料 安心プラン

日頃いろいろな方とお話をさせて頂く中で、社会保険料について耳にするこんな声。

- ・正しい社会保険料額の計算、管理、把握が手間
- ・従業員からの源泉徴収額が間違っトラブルに
- ・年金事務所の調査で指摘されて追加徴収に



給与計算を内製化している企業でも、結局のところ、給与ソフトなどを使うのは人。ソフトはそれに従って社会保険料を計算するだけ。ということは、正しい知識を持たずに実務を行っている「しっかやっていたつもり」になってしまいます。ここが意外と盲点なんですよ。実際、トラブルに繋がる多くの原因のもとになっていることも。また、昨今では社会保険料の適正化といった方法を耳にする機会が多くなっていますが、そういった手法を取り入れても控除などの実務が適切でなければ効果は半減します。

そこで、このようなお困りごとを抱えた方の声から生まれたのが「社会保険料 安心プラン」です(^^)

社会保険料に関連する「手続き」や毎年必ず発生する「保険料率の変更や各種イベント(*)」に応じた試算・テータ提供・管理などを全てお任せいただく専用プラン。これにより企業、経営者は社会保険料に関する一切の業務から解放され安心して頂けます。

社会保険料は年金事務所の調査でも細かくチェックされますし、7月には算定という毎年恒例の手続きもあります。

まだ顧問契約まではちょっと・・・という経営者の方にも喜んでもらっていますので、お気軽にお声かけください(^^)

知っておきたいお役立ち制度

●社会保険料の負担が減る企業年金制度って？

企業で退職金制度を検討する際の選択肢の一つとして「確定拠出年金(401K)」がありますが、数年前から「**選択制**確定拠出年金」が注目されています。この制度は60～65歳の所得補償を目的としているだけでなく、**現役世代では社会保険料の負担を削減**する(会社、本人共に)という面も持ち合わせた、国が定めた制度です。また、本制度に加入するか否かを本人が選択できるという点も導入し易い要因の一つ。現在の社会保険料の負担は企業にとって決して少なくはないので、本制度導入による効果が期待される場所です。

【概算シミュレーション】

標準報酬月額 ¥300,000 (18 等級) の社員が ¥30,000/月の掛金で
標準報酬月額 ¥260,000 (16 等級) になる場合の会社負担削減額

一人当たり **-66,523 円/年** (健保 -23,736 円/年、厚生 -42,787 円)
20人加入の場合…**年間約 130 万円**の社会保険料削減(会社)



AGLEYMINA
アグレミーナ浜松を
応援しています！



【自己紹介】

水谷拓郎
掛川市(旧大須賀町)出身
大学卒業後、システムエンジニアとして
10年間勤務。主に車載メーカーの生産
工程・管理のシステム開発に従事。管理
職時代の5年間には自チームの退職者ゼ
ロ。その後、社労士として独立・開業。
経営者が安心でき、頑張っている人が
力をみない組織創りが信念



事務所ニュース

「もし時間を戻す魔法があってもオレはいらない その瞬間を取り戻さないからこそ全力でプレーするんだ」

一時代を築き、20年間の現役生活に幕を閉じた、NBA のコービー・ブライアント。僕が NBA にハマりはじめた十代の頃から見てきましたが、冒頭の言葉は20年間どんな姿勢でバスケットに取り組んできたのか、どんな選手だったのかを象徴する言葉であり、誰もが簡単に言えるものではありません。



先日、磐田市倫理法人会にて公益財団法人修養団の寺岡講師をお招きした MS が開催されました。朝早くでしたが 130 名を超える参加者の方々が、『美しい心 日本の心』をテーマとしたお話しに聴き入りました。日本人として知っておくべきこと、誇りに持ち続けること、これからも伝え続けていかなければいけないことを熱く、優しく語られる講師の声に涙される方もたくさんいらっしゃいました。

